

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 3 |
| 第 1 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 第 2 報告第 6 号 専決処分の報告について | 8 |
| 第 3 報告第 7 号 継続費精算報告書について | 8 |
| 第 4 報告第 8 号 利府町水道事業会計継続費精算報告書について | 9 |
| 第 5 報告第 9 号 健全化判断比率等について | 9 |
| 第 6 報告第 10 号 放棄した債権の報告について | 9 |
| 第 7 議案第 46 号 高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 第 8 議案第 47 号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第 9 議案第 48 号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 第 10 議案第 49 号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 第 11 議案第 50 号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 第 12 議案第 51 号 令和2年度利府町一般会計補正予算 | 13 |
| 第 13 議案第 52 号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算 | 22 |
| 第 14 議案第 53 号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算 | 22 |
| 第 15 議案第 54 号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算 | 23 |
| 第 16 議案第 55 号 令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算 | 23 |
| 第 17 議案第 56 号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算 | 24 |

| | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|----|
| 第18 | 議案第57号 | 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算 | 24 |
| 第19 | 議案第58号 | 財産の取得について | 25 |
| 第20 | 議案第59号 | 財産の取得について | 25 |
| 第21 | 議案第60号 | 指定管理者の指定について | 28 |
| 第22 | 議案第61号 | 利府町教育委員会委員の任命について | 29 |
| 第23 | 認定第1号 | 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について | 31 |
| 第24 | 認定第2号 | 令和元年度利府町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について | 32 |
| 第25 | 認定第3号 | 令和元年度利府町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について | 32 |
| 第26 | 認定第4号 | 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について | 32 |
| 第27 | 認定第5号 | 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について | 32 |
| 第28 | 認定第6号 | 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について | 32 |
| 第29 | 認定第7号 | 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について | 32 |

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和2年9月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 今野隆之君 | 2番 | 渡邊博恵君 |
| 3番 | 鈴木晴子君 | 4番 | 西澤文久君 |
| 5番 | 伊藤司君 | 6番 | 坂本義也君 |
| 7番 | 鈴木忠美君 | 8番 | 伊勢英昭君 |
| 9番 | 安田知己君 | 10番 | 木村範雄君 |
| 11番 | 土村秀俊君 | 12番 | 高久時男君 |
| 13番 | 及川智善君 | 14番 | 永野渉君 |
| 15番 | 遠藤紀子君 | 16番 | 渡辺幹雄君 |
| 18番 | 吉岡伸二郎君 | | |

欠席議員（1名）

| | |
|-----|-------|
| 17番 | 羽川喜富君 |
|-----|-------|

説明のため出席した者

| | |
|----------------------|--------|
| 町長 | 熊谷大君 |
| 副町長 | 櫻井やえ子君 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会事務局長 | 鈴木則昭君 |
| 秘書政策室長 | 鎌田功紀君 |
| 秘書政策室政策班長 | 福島俊君 |
| 財務課長 | 後藤仁君 |
| 財務課財政経営班長 | 谷津匡昭君 |
| 財務課管財契約班長 | 星浩幸君 |
| 税務課長 | 折笠ゆき江君 |
| 町民課長 | 鈴木真由美君 |
| 町民課戸籍住民班長 | 佐藤幸子君 |
| 生活安全課長 | 郷家洋悦君 |

令和2年9月定例会会議録（9月4日金曜日分）

| | |
|--|----------|
| 生活安全課 環境協働班長 | 石垣 伴彦 君 |
| 生活安全課 防災安全班長 | 高橋 活博 君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤 文子 君 |
| 保健福祉課 健康づくり班長 | 守山 明子 君 |
| 保健福祉課 福祉班長 | 小畑 香代 君 |
| 保健福祉課 長寿介護班長 | 佐々木 辰己 君 |
| 子ども支援課長 | 鈴木 義光 君 |
| 子ども支援課 子ども未来班長 | 和田 あずみ 君 |
| 子ども支援課 子ども支援班長 | 青柳 久美子 君 |
| 都市整備課長 | 鈴木 喜宏 君 |
| 都市整備課 都市整備班長 | 戸枝 潤也 君 |
| 都市整備課 施設管理班長 | 渡辺 淳一 君 |
| 産業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 嶋 正美 君 |
| 産業振興課 商工観光班長 | 門田 唯志 君 |
| 産業振興課 農林水産班長 | 川口 優 君 |
| 上下水道課長 | 名取 仁志 君 |
| 上下水道課経営班長 | 郷右近 啓一 君 |
| 上下水道課工務班長 | 佐藤 真文 君 |
| オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長 | 佐藤 浩幸 君 |
| オリンピック推進室オリンピック推進班長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室給付班長 | 千葉 友弥 君 |
| 収納対策室長 兼収納整理班長 | 鈴木 啓義 君 |
| 文化複合施設推進室長 | 近江 信治 君 |
| 文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長 | 上野 昭博 君 |

令和2年9月定例会会議録（9月4日金曜日分）

| | |
|--|-------------|
| 会計管理者兼会計室長 | 菅野 勇 君 |
| 教 育 長 | 本 明 陽 一 君 |
| 教 育 次 長 | 宮 本 利 浩 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 鈴 木 久 仁 子 君 |
| 教 育 総 務 課 総 務 給 食 班 長 | 櫻 井 涉 君 |
| 教 育 総 務 課 学 校 教 育 班 長 | 太 田 健 二 君 |
| 教 育 総 務 課 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 鈴 木 由 美 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 大 谷 浩 貴 君 |
| 生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長 | 佐 藤 浩 君 |
| 生 涯 学 習 課 ス ポ ー ツ 振 興 班 長 兼 総 合 体 育 館 長 | 古 澤 晃 一 君 |
| 生 涯 学 習 課 図 書 振 興 班 長 兼 図 書 館 長 | 大 場 雄 文 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 城 正 義 君 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 庄 司 英 夫 君 |
| 主 幹 | 大 枝 大 将 君 |
| 主 任 主 査 | 姉 崎 裕 子 君 |
| 主 事 | 武 井 涉 君 |

議 事 日 程 （第4日）

令和2年9月4日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 7号 継続費精算報告書について
- 第 4 報告第 8号 利府町水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 5 報告第 9号 健全化判断比率等について

- 第 6 報告第10号 放棄した債権の報告について
 - 第 7 議案第46号 高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第47号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第48号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 第10 議案第49号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 第11 議案第50号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例
 - 第12 議案第51号 令和2年度利府町一般会計補正予算
 - 第13 議案第52号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
 - 第14 議案第53号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算
 - 第15 議案第54号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 第16 議案第55号 令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算
 - 第17 議案第56号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第18 議案第57号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算
 - 第19 議案第58号 財産の取得について
 - 第20 議案第59号 財産の取得について
 - 第21 議案第60号 指定管理者の指定について
 - 第22 議案第61号 利府町教育委員会委員の任命について
 - 第23 認定第 1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第24 認定第 2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第25 認定第 3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第26 認定第 4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第27 認定第 5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第28 認定第 6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第29 認定第 7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 伊藤 司君、6番 坂本義也君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。職員の方も暑い方は上着を取ってください。

日程第2 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、報告第6号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第3 報告第7号 継続費精算報告書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第7号継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第4 報告第8号 利府町水道事業会計継続費精算報告書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、報告第8号利府町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号利府町水道事業会計継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第5 報告第9号 健全化判断比率等について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、報告第9号健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号健全化判断比率等についての報告を終わります。

日程第6 報告第10号 放棄した債権の報告について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、報告第10号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第7 議案第46号 高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第46号高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第46号高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、**議案第47号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 家庭的保育事業、改正になったということなんですけれども、要は、小規模保育施設でゼロ歳から2歳まで、3歳からは一般の保育所に入所するということになっておりまして、事前に保育所を見つけておかなければならないとか、最初できた頃はいろいろそういう困難な問題がありましたけれども、今回の改正で利用者に利便性が高まったのか御説明お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（青柳久美子君） 今回の改正で、入所児童の卒園後の受け皿として義務付けられていました連携施設の確保というのがなくても、自治体において優先的に幼稚園または保育所等へ入園できる措置が講じられていれば、必ずしも連携施設を必要としない

というふうに緩和されたんですけれども、本町においては、これまでも入所児童の卒園後の利用調整をする際、利府町保育を必要とする子どもの選考基準を定める要綱に基づき補填を行い、新規に入所する児童よりも優先して入所できるよう利用調整を行っておりましたので、特に大きな影響とかはございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 小規模保育利用者も、資料を頂きましたけれども、5か所施設がありますけれども、結構定員18名、いっぱいいっぱいに入っているようです。安心して2歳過ぎた後も続けて利府町の保育園で安心して入れるということで間違いはないですね。確認をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（青柳久美子君） 3歳後もきちんと保育の提供をしておりますのできちっと保育はできております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第47号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、**議案第48号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育**

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第48号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第49号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第49号利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第49号利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、**議案第50号利府町漁港管理条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第50号利府町漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 令和2年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、**議案第51号令和2年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 5ページ開いていただけますでしょうか。

債務負担行為補正ということで、沢乙北公園テニスコート人工芝賃貸借事業とありますけれども、これは改修工事ということなんでしょうか。ちょっとそこら辺の説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 1番 今野議員の御質問にお答えいたします。

債務負担行為、沢乙北公園テニスコート人工芝賃貸借事業でございますけれども、こちらはテニスコート3面ございます。こちらの人工芝全てを改修工事を行って新たなものにしてリース事業ということで計画しております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） これはいつからというのが決まっているのかどうか。それで、結局3面やるということであれば、使用ができなくなる期間がありますよね。そこら辺のところをよろしくをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 再質問にお答えいたします。

3面全て同時に改修を行うんですけれども、その際は当然使用できませんので、工事期間は事務手続を終えまして年明けぐらいから入りまして、それで今年度中に改修工事を終えて、新年度からは御利用できるようにしたいと計画しております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。（「関連」の声あり）関連、12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 5年間の債務負担行為ということなんですけれども、要は、人工芝をどこかの業者さんに張ってもらって、あとは年間570万ぐらい支払っているリース事業という理解でよろしいですか。この場合、5年間と区切っているんですけども、5年後はどうなんでしょう。また張り替えるんでしょうか。

それと、今回リース事業ということなんですけれども、これを町が例えば改修したという形でいった場合に、改修費用というのは大体幾らぐらいと見ていたのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 高久議員の関連の御質問にお答えいたします

こちらのリース事業で、当初全面改修、リースではなくて改修した場合ということも検討いたしました。そうすると、今ですと5年間で大体2,850万ぐらいなんですけれども、これを全て工事となりますと、見積りを取ったところ大体3,500万ぐらいということで、リースのほうがいいと。リース後なんですけれども、5年たちましたら無償で譲渡ということで考えております。このリースの中に多少のメンテナンス料も入るということで、それから年1回ぐらいなんですけれども、どうしても人工芝、使用していると寝てしまいます。それで、それをけば立てるブラッシングというのもの、そういったものも入っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） では、3点お願いいたします。

16ページお願いします。

2款1項15目新生児臨時特別給付金でございますが、7月臨時会では5万円という形でやっていきたいということでしたが、今回、県からの補助金があるということで10万円になったこと、子育て先進地の利府町としては懸命な判断だったなというふうに思っております。こちらの事業をいつからスタートできるものなのか、一応4月28日以降生まれの方というふうになっていますが、町外にいて、生まれて、町内に来た方とか、いろいろ区切りがあると思いますので、対象になる方の具体的な内容を、事業の概要も一緒をお願いいたします。

それから2点目、20ページお願いします。

3款2項5目の保育所費と3款2項8目の児童福祉施設費、どちらも補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業ということで補助金になっておりますけれども、こちら施設のほうにそれぞれ補助金をお出しになるのかと思うんですけれども、そちらの内容をお伺いいたします。

それから3点目、25ページお願いいたします。

10款1項3目学校教育費、10節、17節の臨時休業に対応した家庭学習対策ということで、需用費と備品購入費、御説明いただいておりますけれども、こちらの内容もお伺いいたします。

お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

まずは、新生児臨時特別給付金の対象ですけれども、対象につきましては、前回の議会でお認めいただいたときと同じ内容で、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれて、出生と同時に利府町に住民登録を行った新生児を対象といたします。

こちらですけれども、お認めいただきましたらば、議決いただきましたらば、すぐに準備に取りかかりまして、遅くとも10月に入りましたらば対象者の方に通知を差し上げて申請をしていただくという形になっております。対象としては町民の方ということになりますので、その後転出された方などにつきましては、検討していきたいなというふうに考えております。

2点目の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業につきまして、5目保育所費と併せまして8目児童福祉施設費、補助の内容は同様でございます。保育所、子育て広場、児童クラブなどにおきまして……

○議長（吉岡伸二郎君） 班長、もう少しマイクに近づいて。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） 失礼いたしました。

子育て広場、児童クラブ、保育所などにおきまして、マスクですとか消毒液などの衛生消耗品、それから感染防止のための備品などの購入、パーティションですとか空気清浄機なども含まれます。そういったものの購入経費、加えまして消毒などのために必要になった人件費なども対象として支援を行うものです。子育て広場、児童クラブなどにおきましては、1施設1単位当たり100万円を上限としてございます。施設というのは分かりやすいかと思うんですけれども、単位につきましては、児童クラブの考え方でございまして、児童の集団の単位と基準として支援の単位というのがございます。1単位当たりおおむね40名以内ということになっておりまして、児童クラブ、定員120名であれば3単位ということになります。そういう計算でいきますと、1単位100万円ですので、8目につきましては全部で24単位ということでこちらの金額の計上になってございます。

5目の保育所費につきましては、財源の都合がございまして、既に半分については前年度に補助をしている経緯がございまして、保育所費のほうは1施設50万円が上限ということでの補助の内容となってございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） 3点目の需用費の消耗品費についてお答え申し上げます。

まず1点目としましては、学校再開に伴う感染症対策のための消耗品としまして、非接触型体温計、消毒用アルコール、ビニール袋等の消耗品を計上しております。また、インターネット環境が整っていない、1人1台のG I G Aスクール構想の家庭インターネット環境が整っていないためのモバイルルーターの購入費用となっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目の新生児の臨時給付金のほうなんですけれども、4月28日以降生まれて、その時点で利府町の町民だった方というふうな話で、その後、29日に多賀城で生まれたけれども今は利府町に住んでいるという方は対象にするかどうかは今検討中だということによかったのかお伺いいたします。

それから2点目の補助金のほうでございますが、そちらの補助金のほうの実施要項を見ますと、仙台市では保育所とか児童クラブのほうに5万円の支給をしているところで、大分利府町内の児童クラブの皆さんも、どこの市町村よりも一番長い時間を開いてくれたのが利府町の児童クラブだと思っております。そういう中で、一番頑張ってくれた方々にこの内容を、施設の事業者にお渡しすることにはなっておりますけれども、そのような部分も配慮しながら、実施要項には給与規定に基づく支払われる手当にも使えるというふうになっているので、そのようなお話もしていけないものなのかお伺いいたします。

それから3点目の家庭学習のほうで、ルーターのほうも費用に含まれているということでしたが、そのルーターをお渡しするのはどのような方なのか、これから調査するものなのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、2点目、子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（和田あずみ君） お答えいたします。

まずは新生児の給付金でございますけれども、あくまでも現時点では利府町民ということで考えてございます。もちろんまだ正式な決定ではございませんが、先ほど申し上げた対象者のうち、これが事業としてやれると決定した場合に、利府町にお住まいの方を対象ということで考えてございます。

先ほど申し上げましたが、お生まれになって、出生と同時に住民としての登録というふうに考えておりますので、逆に、生まれてからその後で利府町に転入なされた方は対象外という考

えで進めてまいります。

2点目の補助金の補助の要項の内容なんですけれども、おっしゃっていた5万円というのが、職員の方に対する慰労金かと思いますが、こちらの事業、国費、県費を充てて行う事業でございますので、そちらの要項にも沿う形で中身を検討してございますが、それには慰労金は対象外となっておりますので、今回はあくまでも消耗品や備品、それから消毒などに要した時間外の勤務ですとか新たな任用分の人件費のみということになります。御理解ください。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） 3点目のモバイルルーターの貸出しについて御回答申し上げます。

国庫補助に基づきまして、就学援助世帯のほうにお貸しするという考えで本町では考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、新生児の給付金のほうですけれども、やっぱり生まれたときの利府町に住所があった方ということでしたが、利府町でそのような給付金があるということで、もしかするとこちらに引っ越してきてくれるという可能性もないこともないので、まだ検討中ということであれば、多い数ではないんでしょうけれども、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

慰労金のほうは、この補助金を使えないということでしたけれども、本当に児童クラブの皆さん、頑張っていたので、その評価をぜひ何かの形で表していただきたいなと思います。

それから家庭学習のほうですけれども、内容はわかりました。そちら、スタートするのは、配備は12月ぐらいということでしたけれども、それと同時なのか伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁は3点目だけでいいですか。子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

1点目の新生児特別給付金に関しましては、制度設定する中でいろんなところを検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから児童クラブの職員への慰労金ということでございますが、今のところは制度の枠内での施設への支給ということで、補助ということで計画しております。その辺も何かいろんなメニューとかあればその辺も考えていけるのかなというふうには捉えてはおりますけれども、

今のところは施設への補助ということで計画しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） モバイルルーターの貸出し時期についてお答えいたします。

本町におきましては、有事の際、例えば臨時休業ということが再度起きた場合に、家庭にタブレットを持ち帰って学習するというを想定しておりますので、また臨時休業になった場合に就学援助世帯のほうに貸出しすることを考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。7番 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） それでは、15ページお聞きください。

15ページのコミュニティセンター管理費ということで826万1,000円お使いになってはいますが、この間の説明では駅舎側天井ということですが、この辺について具体的にもう一度お聞きいたします。

それから17ページの一番下、復興推進費、ここで報償費ということで9万4,000円出てはいますが、ここに浜田・須賀地区の復興創生プラン検討委員謝礼ということでございますけれども、多分これは浜田地区でいろいろ話題になっている海の駅のやつだと思っておりますけれども、どうも地域の話を知ると半々のような、半分以上が反対しているというような状態になっている。どんな形で何人ぐらいで何回ぐらいこういう会議をやっているのかお伺いします。

それからもう一つは23ページ、8款土木費の9節の12番委託費、330万というのがあります。これは館太子堂線の基本計画業務委託料となっておりますけれども、この内容的なものを、この3件についてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。

1点目、環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

コミュニティセンターの天井改修工事の具体的な内容でございますが、現在、天井の部分が石膏ボードの仕上げになっているような状況です。石膏ボードの天井をアルミ製のものに変更する耐震化工事と、あとは塗装、壁面のところの塗装が剥がれているような状況ですので、併せて塗装の工事もさせていただきます。最後に、電気工事、照明もLED照明化ということで予定しております。コミュニティセンターのロビーというものが、駅舎のコンコースとコミュ

ニティセンターの事務所の間にあります待合スペースの天井の部分の工事になります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、3点目。2点目、政策班長。

○秘書政策室政策班長（福島 俊君） お答えいたします。

浜田・須賀地区復興創生プラン検討委員謝礼でございますけれども、こちらにつきましては、海の駅、交流センターとはまた別のものございまして、昨年度から行っているこの復興創生プランの策定に関するものでございます。今年度につきましては、13名の方を町内会のほうから推薦いただきまして、これによって会議を原則役場のほうで開催するといったようなことがありますので、今回報酬を出したいと考えているものでございます。委員につきましては13名、会議は12回、それからイベントの準備とか開催とか下見といったことで約18回ぐらいは出ていただくような形になりますので、それに費用弁償を掛けて13人を掛けた9万4,000円を要求するものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（戸枝潤也君） お答えします。

館太子堂線基本設計業務委託の内容でございます。館太子堂線は、新太子堂北地区区画整理事業で整備する幹線道路が接続される道路になってございます。区画整理組合の区域内につきましては区画整理組合で整備を行うのですが、それ以外の場所につきましては町のほうで整備することとなってございます。道路の両側に構造物、建物等がある箇所について、どのように道路を通すのか、法線、角度を検討するものでございます。内容的には、現況測量、横断測量、縦断測量、概略設計、概算工事費の算定を予定してございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 1つ目の、天井あるということは、これは前に聞いた、30年のとき、外壁とか屋根の防水工事というのを約3,200万円ほどかけてやっているんですけども、そのときにはここまでやる計画はなかったの。それともこれはあくまでオリンピックに併せてやったのか、駅側とのバランスの関係で今回やったのか、もう一度お聞きします。

それから、この復興プランというのは、これは今回始めてやったやつで、今後これがずっと継続していくという解釈でよろしいんですね。これは今言ったとおり海のあれとはまるきり違うやつだということですよ。あくまでも創生あるということで新たなあれで地域の住民の代

表を須賀、浜田地区の人を町内会から推薦され、その中でいろいろと協議していくという解釈でよろしいですか。今後もこれは継続ということで。

その2問についてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

昨年から実施しておりました屋根、トイレ、外壁工事との関係性ということについてでございますが、当初、JRのほうと協議をしまいいりまして、JRと一緒に屋根と外壁というのが管理区分ごと工事を実施してきたところでございます。それに併せまして、東日本大震災以降、JRのほうでは各主要駅の天井の落下防止対策という工事を進めておりました。その中で、利府駅についても昨年駅舎のコンコースの部分、天井の耐震化工事を実施しているところございました。当初、町のほうでは、天井の改修工事については財源的な部分も確保できておりませんでしたので実施する予定ではなかったんですけれども、同一建物において、既にJRのほうの工事は完了しているんですけれども、非常に天井の見栄え、JRさんのほうは天井のほうしっかり工事が完了しておりますてきれいな状況なんですけれども、町の管理部分だけ非常に見栄えが悪い状況でございます。そういったこともありまして、今回、町の管理部分の天井の耐震化工事というのをやらせていただきたいということで要求しているものです。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2つ目、答弁要りますか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第51号令和2年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第52号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第53号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第53号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第54号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、**議案第54号令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第54号令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第55号 令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、**議案第55号令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第55号令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第56号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、**議案第56号令和2年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第56号令和2年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第57号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、**議案第57号令和2年度利府町下水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第57号令和2年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第58号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、**議案第58号財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第58号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第59号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、**議案第59号財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 早速今度の文化複合施設（文化交流センター）に入るコンサート用のグランドピアノだと思いますけれども、ピアノ及び関連物品とあります。こういった関連物品なのか、またピアノは1台なのでしょう、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） それでは、契約の内容についてお答えいたします。

議案第59号の関係資料を御覧いただきたいと思いますが、財産の概要ということで明記されておりまして、グランドピアノについては1台、附属品といたしましてピアノの専用椅子ということで、背もたれがないものが1脚、背もたれがあるものが1脚、コンサートグランドピアノの防護フルカバー1枚、鍵盤用のマイクロファイバークロス1枚、インシュレータが1台分という契約の内容になってございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） すみません、関係資料に出ておりました。

このピアノの種類ですけれども、コンサート用ということで、メーカー名までは教えていただけるのでしょうか。また、コンサート用のグランドピアノということで、普通のグランドピアノよりはかなりいいものがもちろん入るとは思いますけれども、ピアノの調律というのも結構なお値段になると思うんですけれども、そういったものは含まれないのか。また、今度のホールですけれども、ホールの中で、確認ですけれども、ピアノを入れるピアノ庫といいますかそういう倉庫は特別なものが必要になるとは思いますけれども、その辺もお答え願えればお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えします。

ピアノについてはヤマハ製のピアノになっています。ヤマハの製品で上から2番目のセミコンサートグランドピアノということになっております。

ピアノ庫の話なんですけれども、ホールの裏側に専用のピアノ庫を1か所設置しております。

調律については、このピアノが納品された際にはすぐに使えるようにまで調律代は入っておりますけれども、今後利用するに当たっての年間の調律代はまた別に予算計上をしていかなければならないと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） メーカーは。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） ヤマハ製の。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ヤマハも世界的にも評価の高いピアノで、さらに上から2番目ということでしたので安心いたしました。

このピアノは中古ではなく新品ということで、かなり高いグランドピアノですと、スタインウェイですとか、そういったものは中古を入れるホールもかなり多かったものですから、新品で間違いはないということで確認をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えします。

新品のピアノを納入させていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。8番 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今、ヤマハのピアノということで高級なピアノだと思うんですけども、ピアノのね、一番大事というか移動させるのが一番大変なんですよね。これは常に倉庫にしまっておくのか、それともステージ上に上げるのかという移動手段ですね、そういうことも考えていらっしゃるのかということですね。

それから音響板ですね、こういう高級なピアノですから、音響板がつくのかどうかということなんですけれども。壁側に。

その2点についてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えします。

ピアノはイベント内容によってピアノを使うものや使わないものがありますので、その都度倉庫から移動になります。ただ、その際にはピアノの専用台がありますので、こちらに上げて移動ということになります。

音響板については、天井の部分と脇の部分に音響板は設置する予定となっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今の公民館のピアノですけれども、この間クラシックコンサートをやったときに、ピアノをステージの上に上げるかどうかということでもちょっと問題になったんですけども、相当重いものなので、ステージの上に上げるのは大変なんですよ。そういうことが

可能なのかということをお聞きしたいということなんですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えします。

ピアノ庫とステージ上はレベル、同じ高さになるので、上に上げるとかということはありません。逆に座席のほうの下に下がっていきますので、ピアノは平らなところを移動する形になります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） そうするとステージはないんですか。どういう形になるのかよくわからないんですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） お答えします。

ピアノ倉庫というのとステージはあります。ステージとピアノ倉庫が同じレベルで、そこにピアノ倉庫からステージに運んでいくという形になりますので、段差はないということになってございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第59号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第60号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、**議案第60号指定管理者の指定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第60号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

午前10時52分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第61号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、**議案第61号利府町教育委員会委員の任命について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第61号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、9番 安田知己君、10番 木村範雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、白票の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。9番 安田知己君、10番 木村範雄君、開票の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第61号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第23 認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、認定第1号令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、認定第7号令和元年度利府町水道事業会計決算の認定については、議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの令和元年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、認定第1号令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が157億6,523万930円、歳出総額は150億2,440万7,092円となり、歳入歳出差引残額は7億4,082万

3,838円であります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億6,541万9,171円となっており、4億円を財政調整基金に積み立て、残りの1億6,541万9,171円を令和2年度へ繰り越しております。

次に、**認定第2号令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が29億1,527万9,637円、歳出総額は28億6,505万4,050円となり、歳入歳出差引残額は5,022万5,587円であります。このうち4,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの1,022万5,587円を令和2年度へ繰り越しております。

次に、**認定第3号令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が20億8,369万7,751円、歳出総額は20億2,182万3,014円となり、歳入歳出差引残額は6,187万4,737円であります。このうち4,000万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの2,187万4,737円を令和2年度へ繰り越しております。

次に、**認定第4号令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が2億9,419万8,143円、歳出総額は2億8,778万2,880円となり、歳入歳出差引残額は641万5,263円で、その全額を令和2年度へ繰り越しております。

次に、**認定第5号令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が7億2,101万4,492円、歳出総額は6億7,851万9,422円となり、歳入歳出差引残額は4,249万5,070円であります。この残額は、今年4月からの地方公営企業法の適用に伴い、企業会計である利府町下水道事業会計に引き継いでおります。また、企業会計への移行に伴い打切決算を行ったことにより、これまで出納整理期間に処理していた収入及び支出がなくなり、令和元年度決算としては前年度に比べ収入未済額及び不用額が増加しております。その収入未済額及び不用額につきましては、特例措置として企業会計において処理し、令和2年度の決算に反映することとなります。

次に、**認定第6号令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が1,014万4,822円、歳出総額が961万8,276円となり、歳入歳出差引残額は52万6,546円で、その全額を令和2年度へ繰り越しております。

209ページ、210ページをお開き願います。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億5,585万2,841円であり、支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額9億3,302万3,814円であります。

211ページ、212ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額4億4,565万8,329円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額7億5,691万2,902円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億1,125万4,573円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,723万7,435円及び過年度分損益勘定留保資金2億6,401万7,138円で補填しております。

以上が認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしく願いいたします。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧いただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（菅野 勇君） それでは、認定第1号から第6号まで、令和元年度利府町一般会計及び特別会計の決算概要につきまして、決算書に基づき御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

一般会計の決算についてでございますが、初めに、歳入についてでございますが、最終行の歳入合計欄を御覧願います。

予算現額175億8,058万3,051円で、収入済額157億6,523万930円で、前年度と比較いたしまして6%、8億9,594万6,786円の増となっております。増額の主な理由は、文化複合施設建設事業に伴う都市再生整備事業債など町債の借入れの増によるものであります。また、不納欠損額802万6,066円で、収入未済額は1億2,418万8,288円であります。収入率につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、右側4ページ、歳出でございますが、こちらも最終行の歳出合計欄を御覧願います。

予算現額175億8,058万3,051円に対しまして、支出済額150億2,440万7,092円で、前年度と比較いたしまして10.6%、14億4,017万2,658円の増となっております。増額の主なものとしたしましては、2款総務費のうち文化複合施設推進費の支出の増によるものであります。また、予算現額に対する支出率は85.5%であります。

なお、翌年度の繰越額16億5,548万2,667円につきましては、文化複合施設整備事業やコミュニティセンター改修事業、利府駅駅前広場整備事業ほか道路整備事業、小中学校校内通信ネットワーク整備事業、また、昨年度、台風19号関連の災害復旧事業並びに新型コロナウイルス感染症予防対策事業などを令和2年度に繰越しをしております。

次に、5ページをお開き願います。

利府町国民健康保険特別会計の決算でございます。

初めに、歳入でございますが、こちらも歳入合計欄を御覧願います。

予算現額29億7,407万6,000円で、収入済額は29億1,527万9,637円で、前年度と比較いたしましてマイナス4.6%、1億3,993万305円の減となっております。減額の主な理由につきましては、歳出の保険給付費で医療給付や高額医療が減少したことにより、4款県支出金の収入が減少したことによるものであります。また、不能欠損額1,094万3,483円、収入未済額は1億1,582万8,956円であります。収入率につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、右側6ページ、歳出でございますが、こちらも歳出合計欄を御覧願います。

予算現額29億7,407万6,000円に対しまして、支出済額28億6,505万4,050円で、前年度と比較いたしましてマイナス4.1%、1億2,286万7,510円の減となっております。減額の主な理由は、医療費や高額医療費の減少により、2款保険給付費が減少したことによるものであります。また、予算現額に対する支出率は96.3%であります。

次に、7ページをお開き願います。

利府町介護保険特別会計の決算であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計欄を御覧願います。

予算現額20億8,008万5,000円で、収入済額は20億8,369万7,751円で、前年度と比較いたしまして3.3%、6,560万669円の増となっております。増額の主な理由は、被保険者数の増加による保険料の増と、歳出の保険給付費の増加により国庫支出金の増によるものであります。また、不能欠損額は269万1,312円で、収入未済額は782万1,773円であります。収入率については記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計欄を御覧願います。

予算現額20億8,008万5,000円に対しまして、支出済額20億2,182万3,014円で、前年度と比較いたしまして3.9%、7,608万9,640円の増となっております。増額の主な理由は、介護サービス利用件数の増加と介護報酬改定に伴う2款保険給付費の増によるものでございます。また、予

算現額に対する支出率は97.2%であります。

次に、右側8ページを御覧願います。

利府町後期高齢者医療特別会計の決算であります。初めに、歳入についてでございますが、歳入合計欄を御覧願います。

予算現額2億9,352万8,000円で、収入済額は前年度とほぼ同額の2億9,419万8,143円となっております。また、不納欠損額が104万4,800円、収入未済額が449万300円です。収入率につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計欄を御覧願います。

予算現額2億9,352万8,000円に対しまして、支出済額は前年度とほぼ同額の2億8,778万2,880円で、予算現額に対する支出率は98%であります。

9ページをお開き願います。

利府町下水道特別会計の決算であります。初めに、歳入についてでございますが、歳入合計欄を御覧願います。

予算現額7億2,749万7,000円で、収入済額7億2,101万4,492円で、前年度と比較いたしましてマイナス5.6%、4,251万3,559円の減となっております。減額の主な理由につきましては、先ほど町長の提案理由でもありましたように、下水道事業が令和2年4月1日をもって公営企業に移管したことに伴い、例年であれば出納整理期間中に収納される収入金が含まれないためでございます。また、不納欠損額が35万4,587円、収入未済額は4,300万5,702円です。収入率につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計欄を御覧願います。

予算現額7億2,749万7,000円に対しまして、支出済額6億7,851万9,422円で、前年度と比較いたしましてマイナス7.4%、5,390万1,875円の減となっております。減額の主な理由については、歳入と同様に公営企業への移管に伴う打切決算によるものでございます。また、現予算に対する支出率は93.9%であります。

なお、下水道特別会計につきましては、実質収支額の4,249万5,070円を令和2年4月1日付で公営企業のほうに引き継ぎを行っております。

続きまして、10ページを御覧願います。

利府町町営墓地特別会計の決算額でございますが、初めに、歳入につきまして、歳入合計欄を御覧願います。

予算現額1,058万5,000円で、収入済額は1,014万4,822円で、前年度とほぼ同額でございます。また、収入未済額はございません。収入率については記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計欄を御覧願います。

予算現額1,058万5,000円に対しまして、支出済額は前年度とほぼ同額の961万8,276円で、現予算額に対する支出率は90.9%であります。

以上が各種会計の決算状況であります。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

197ページをお開き願います。

（3）土地及び建物総括の最終行、土地決算年度の増減を御覧願います。

令和2年度から公会計システム移行に伴いまして、公有財産全てに関して精査を行いました。令和元年度中の72万9,389.39平方メートルの増の主なものといたしましては、新中道土地区画整理事業に伴う帰属と、葉山地区の2工区の山林の帰属によるものであります。詳細については記載のとおりとなっております。

次に、204ページをお開き願います。

3の基金の状況であります。基金の目的に応じまして、それぞれ積立て、取崩しを行っております。

主なものといたしましては、（1）利府町財政調整基金9億1,597万7,000円につきましては、大規模事業等の実施の財源に充てるため基金を取り崩しております。

（3）利府町公共施設整備基金6,259万3,000円につきましては、学校施設、定住促進住宅の長寿命化策定や利府小学校校舎建て替え事業等の財源に充てるため基金の取崩しを行っております。

206ページをお開き願います。

（9）東日本大震災復興交付金基金5億34万6,000円につきましては、これまで進めております復興事業の精算に伴う国庫への返還を行うため基金の取崩しを行っております。

次に、207ページを御覧ください。

（13）ふるさと応援寄附基金につきましては、利府町の魅力あるまちづくりに有効に活用するため、令和元年度のふるさと応援寄附金から返礼品調達等に係る経費を除いた3,833万1,000円を基金に積立てしております。

同じく（14）森林環境譲与税基金につきましては、令和元年度に新たに創設した基金で、利

府町内の森林を今後適切に維持管理するための財源といたしまして212万3,000円を基金に積立てしております。

以上が令和元年度利府町一般会計、特別会計の決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果について、概要を御説明申し上げます。

お手元に配付されております令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

1の審査の対象でございますが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から審査に付された一般会計及び5つの特別会計の令和元年度の歳入歳出決算が対象でございます。

2の審査の方法でございますが、記載されております（1）から（4）までの観点から実施をしております。これらの観点から、関係課等へ資料の提供を求め、既に実施した例月出納検査等の結果をも参照し、7月15日から8月7日までの10日間にわたり、関係課長、班長等から説明を受け、審査を実施いたしました。その結果につきましては、8月24日に令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算審査意見書として町長に提出してございます。

3の決算の概要でございます。令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は217億8,956万5,775円で、前年度に比べ7億9,019万4,246円の徴収となりました。また、歳出決算総額は208億8,720万4,734円で、前年度に比べ13億4,809万6,061円の増加となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明がありましたので省略させていただきます。

2ページをお願いします。

2ページの審査の結果でございます。（1）の審査の結果及び意見でございます。

令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算を審査した結果、一般会計及び各種会計の歳入歳出決算における計数は正確であると認められました。

一方、収入支出事務関係において、次の留意すべき事項が認められました。

まず、収入関係、アの町税でございますが、収納強化を図るため、休日開庁日及び毎月月末に相談窓口を開設し、また、滞納者の納税資力等の判別を行い、財産の差押えや滞納処分の執行停止を適用するなどして滞納整理についても努力をしていることが認められました。

その結果、町税全体の収入未済額は1億587万3,226円となり、前年度よりも359万8,904円が減少しております。しかし、税の公平性の観点から、長期滞納者の所得及び資産の調査を行い、法的手段を含めた適切な徴収対策を講ずる必要があります。

イの税外収入の収入未済状況は記載のとおりでございます。保育所保育料の現年度分の収入未済額は発生しておらず、所管課における徴収の努力は認められますが、それ以外の住宅使用料、災害援護資金返済金、学校給食費が増加しており、総額としても前年度より約438万円増加しております。町税同様に、引き続き受益者負担の公平、公正の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を望むものであります。

ウのふるさと納税制度による寄附金は、ふるさと納税ポータルサイトを2つ追加したこともあり、前年度より904件、2,978万4,878円多い1,307件、9,729万1,878円となっております。寄附金の寄附者の意思に沿って広く町のために使われることとありますので、適切な管理と運用に努めるよう望みます。

エの特別会計における収入未済状況であります。特別会計全体で収入未済額が前年度に比べて2,969万9,986円増加しております。これは下水道特別会計において、令和2年4月1日から地方公営企業法を適用し企業会計に移行したことに伴い、令和2年3月31日をもって出納を閉鎖する打切決算を行ったことによるものでございます。令和2年3月31日までの処理されなかった収入未済額は、特例措置として下水道事業会計へ引き継がれ処理されることとなります。

なお、下水道特別会計以外の特別会計の収入未済額は減少しております。

今後とも特別会計の健全な運営のため、収入未済額の縮減の取組に努めるよう望みます。

次に、4ページの支出関係でございます。

アの繰越し事業関係でございます。令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、昨年10月に発生した台風第19号による災害もあり、年度内完了が難しいことから繰越しをしている事業もありますが、地方自治法の会計年度独立の原則に従い、災害等のやむを得ない場合を除いては、計画的な発注時期等を検討するなどして適正な事務の執行に努めるよう望みます。

イの町が保有する公共施設の管理に当たっては、定期的な点検作業を実施し、保守や修繕に取り組んでいる努力は認められます。しかし、期間の経過とともに老朽化が進み、大規模な改修時期が到来します。安心な施設の利用、提供をするために、利府町公共施設等総合管理計画に基づいた施設管理に取り組まれることを望みます。

ウの下水道特別会計の決算は、令和2年4月1日から地方公営企業法を適用し公営企業会計

に移行したことに伴い、令和2年3月31日をもって出納を閉鎖する打切決算を行っております。企業会計への移行により、経営情報をよりの確に把握できるようになりますので、移行後も計画的な下水道事業に努められることを望みます。

（2）のまとめといたしまして、令和元年度の決算は、町税が前年度に比べ約5,769万円増加しております。また、収入未済額は、徴収努力により前年度より約359万円減少しております。税外収入についての収入未済額は、保育料で減少したものの、それ以外は増加となっております。今後も受益者負担の公平、公正の観点から、税外収入も含めた収入未済額の解消に向けた取組に期待するものでございます。

なお、5ページから18ページまでは参考資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、19ページをお願いします。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見書でございます。

1の審査の方法でございます。基金は設置の目的に従い適正に管理、運用がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、担当班から必要な資料の提出を求め、さらに担当課長等に説明を求め慎重に審査を実施いたしました。

2の運用の概要でございます。記載されておりますとおり、現在の土地開発基金の内訳は、現金が898万9,000円、土地が1億9,101万1,000円となっております。土地については、駅前広場と都市計画道路大町線の先行取得分であり、基金全体の95.5%となっております。

3の審査の結果及び意見でございます。基金の審査の結果、計数は正確であると認められました。しかし、保有する土地については、現在、利府駅周辺地区活性化事業用地等に使用されております。土地開発基金は公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理すべきものであります。今後の基金の活用のためにも、事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うようにすべきであります。

20ページをお開きください。

利府町水道事業会計の決算審査意見書でございます。

1の審査の方法でございます。令和元年度利府町水道事業会計決算については、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から審査に付され、（1）、（2）の観点から担当課へ資料の提出を求め調査をし、さらに6月29日に上下水道課長等から説明を受け、慎重に審査

を実施いたしました。

2の決算の概要でございます。（1）の事業の概要から、26ページ、27ページの（7）の経営状況の推移までにつきましては記載されておりますとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

27ページをお開きください。

3の審査の結果でございます。令和元年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は公営企業法等に準拠して作成され、計数は適正であり、かつ事業の経営成績及び財務状態を適正に表しているものと認められました。

収益的収入が、前年度より1,095万2,681円多い9億8,760万682円となりました。これは、決算に伴う消費税の修正仕訳や一般会計への繰入金が増加したことによるものでございます。

収益的支出は、配水池等の耐震診断業務や耐震性貯水槽の保守点検業務が増加したことや、10月に発生した台風第19号による被害で特別な支出が生じたことで、前年度より2,644万1,875円多い8億8,856万8,181円となりました。その結果、収益的収支においては、現金を伴わない長期前受金戻入益を含め1億103万2,501円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金2億4,334万6,590円を加えた3億4,437万9,091円が令和元年度の未処分利益剰余金となりました。

一方、資本的収入は、開発負担金や工事負担金の減少により4億4,565万8,329円となりました。資本的支出は、浄水場監視制御設備等の更新工事の増加により7億5,691万2,902円となりました。その結果、資本的収支においては3億1,125万4,573円の不足が生じましたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,723万7,435円と過年度分損益勘定留保資金2億6,401万7,138円で補填をしております。

意見といたしましては、令和元年度の水道事業は、商業施設等の開店によりまして排出量は増えましたが、老朽化した口径の大きい排水管の漏水により有収水量は減っております。老朽施設の更新や耐震化の促進などの課題に対し、平成30年度に策定した「利府町水道事業アセットマネジメント」及び「利府町水道事業ビジョン」を活用し、計画的に取り組まれるよう望みます。

また、前年度に引き続き、過年度分水道料金等の徴収率が伸びたことは、平成29年度から水道料金等徴収関連業務を民間に委託したことによる効果が表れているものと捉えております。

今後も本町の将来を見据えながら、安心して安定した水道の供給と計画的な水道事業経営に努められることを望みます。

なお、29ページから31ページに参考資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、32ページの令和元年度財政健全化の審査及び33ページの令和元年度経営健全化の審査の結果につきましては、報告第9号で報告がありましたとおりですので省略させていただきます。

以上で、令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算審査意見書の概要説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和元年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、9月5日から9月10日までの6日間を休会としたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、9月5日から9月10日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、再開は9月11日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時52分 散会

令和2年9月定例会会議録（9月4日金曜日分）

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年9月4日

議 長

署名議員

署名議員